

平成26年9月 長崎県建築課と建築委員会との意見交換

番号	提 案 事 項	提 案 理 由	県 回 答
1	若手建設技術者(20歳台～40歳前半)との意見交換会の開催について	県建築課・住宅課と業界若手建設技術者との意見交換会を実施し、若い技術者の目線を通した施工実態や課題に目を向けていただきたい。	県の建築関係の若手技術者と業界の若手技術者の意見交換会を開催して、現場の状況等の情報交換をし、どのような課題があるのかを確認することは、県の技術職員にとり有意義なことだと思います。 今後、若手技術者の意見交換会の開催に向けて、日時、参加者、意見交換会の進め方等の検討を進めていきたいと考えています。
2	予定価格の引上げと余裕を見込んだ適正な工期の設定について	現、在職人の人手不足により、型枠・鉄筋等の外注単価が急上昇し、施工単価と実勢単価との間に隔たりがある。 設計単価の見直しを短いサイクルで行い、予定価格の引上げを行っていただきたいと共に、最低制限価格についても9.5%まで引き上げていただきたい。	建築工事の積算では、昨年の10月に単価の採用の方法の変更、及び、単価への法定福利費相当額の上乗せを、九州で先駆けて実施しており、建築課ホームページに公表しています。 この単価の改訂により、県が採用している市場単価と実勢単価の乖離が解消したのは皆様もご存じのことと思います。 今年4月までの建設業協会の調査による実勢単価と県の採用している市場単価の比較でも、乖離は解消した状態でした。 市場単価では、型枠・鉄筋の単価はその後も上昇しており、これは実勢価格を反映している結果だと考えています。 これから、可能な限り適切な設計価格とするよう努めていきます。 なお、単価の改訂は、型枠・鉄筋等の市場単価は年4回改訂しています。市場単価の調査を実施し公表している調査会社に確認したところ、調査体制の問題があり公表間隔を短くするのは難しいとのことでした。

		人手不足により、職人の確保が難しいので、余裕を見て工期を長めに設定していただきたい。	県の建築関係工事では、工事実績や資料などを参考に、建築物の用途、規模、施工条件を考慮した方法で、適正な工期の設定をしています。 やむを得ない事情で合理的な理由により工事期間内に工事を完成できない場合は、工期の延長をするという対応を行うこともあります。 また、技能労働者の減少や高齢化などによる建築工事への影響については、社会状況の動向や営繕工事の実績を見ながら、適切な対応、適切な工期について検討を行っています。
3	優秀若手技術者表彰の評価対象への格上げについて	現在の総合評価案件において優秀若手技術者表彰は評価対象となっていないので、若手技術者のモチベーション維持、若手技術者を配置している現場に対する企業の重点支援等も考慮していただき、機関長表諸と同程度の加算点評価をしていただきたい。	知事表彰・機関長表彰は、他の規範となる工事に対し表彰を行っている、その技術力を評価するものとして、加点を行っています。 一方、若手技術者表彰は、工事成績で80点以上を取得した35歳未満の技術者全てに付与しており、他の規範となる技術者とまでの評価ではないことから総合評価での加点は考えていません。

4	若手技術者育成型を適用した総合評価案件における若手技術者を配置した場合の加算点UP、若しくは竣工後の工事成績UPの措置の導入について	若手技術者育成型の総合評価方式において、若手配置＋ベテラン指導員の場合と若手以外で申請した場合とで、何らかの加算点において違いがないため、企業としては若手＋ベテラン指導員で申請した場合、どうしてもその現場に基本的に2名配置することとなり、若手に実績をつけさせたいが申請しにくいのが現状である。 故に、若手＋ベテラン指導員で申請した場合には何らかの加算点UP若しくは竣工後の工事成績UPの優遇等をおこなっていただきたい。	若手技術者育成・確保のため、若手技術者を配置しやすいように、若手技術者技術者育成型の総合評価を試行しています。規模が大きい工事でも、若手技術者が工事実績・成績を得られるメリットがあります。 アンケート結果でも同様の意見があり、改正品確法に基づく国の運用方針の策定状況を見ながら、今後検討していきます。
5	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点の合併前の旧市町村における評価の廃止について	市町村合併前の旧市町村ではなく、現在の市町村単位での拠点の有無にて評価していただきたい。合併前の市町村では工事の量が同じ管内でも相当の格差があり、同じ企業ばかりが優遇されるため。	「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」は、地域精通度の評価項目であり、地域の実情を把握している地元企業を評価しています。 旧市町村課現在の市町村単位かについては、様々な意見があるかと思いますが、ご意見を伺いながら、今後検討していきます。

6	トラッククレーンの移動経費について	対馬では、25t以上のクレーンが公道を移動する場合、その前後にパトロールカーを配置するように指導があるため、その分の経費を考慮願いたい。	【通行許可について】 特殊車両通行許可については、通行ルートを、車重、車幅、車長、車高、道路幅員、最少回転半径、橋梁、トンネル等を審査項目として、通行の可否及び通行する際の条件を設定することとなっております。 五島、壱岐の両管内においても、同形態の特殊車両の通行許可で、誘導車を配置する条件（C条件又はD条件）を付して、許可した事例があります。 【土木の回送費の計上について】 誘導車、誘導員の費用については、トラッククレーンの規格により積算方法は異なりますが、「共通仮設費率」及び「特大型割増」に含んで計上しています。 【建築の回送費の計上について】 建築工事では、クレーンは原則として見積りにより単価を決定しており、通行許可等の要件を満たす回送費を含んでいると理解しています。 また、刊行物のクレーン使用料を採用する場合は、別途回送費の見積もりを取ることを原則としています。
7	設計、コンサルタンの最低制限価格を90%へ上げていただきたい		現在の最低制限価格は、H21年4月に導入し、設計金額の75%としている。 近年、県内の業務での平均落札率は90%程度であり、建築関係の設計についても90%前後で推移していることから、現状では、見直す必要は無いと考えている。

8	イメージアップ経費について	土木工事にあるイメージアップ経費を建築工事にも反映していただきたい。	建築課発注の工事は、建築物の管理をする所管課が予算化したうえで建築課に工事依頼をし、建築課が工事を発注しています。 工事費が建築課独自の予算ではないため、建築課の独自の判断で予算の使い方を決め、イメージアップ経費を計上することはできません。イメージアップ経費を計上するためには、依頼元の課の理解が必要となります。 また、今年度工事の予算には昨年度の予算要求時にイメージアップ経費を計上していないため、今年度工事での計上はできない状況です。 今後、来年度に建築工事を建築課に依頼する予定のある各課に対し、イメージアップ経費の周知を図ると共に、設計書に計上することができるよう働きかけることとしています。また、建築工事でのイメージアップ経費を計上する場合、どのような形でイメージアップを行うのが妥当か、国の動向も参考にしながら、検討を進めていくこととしています。
---	---------------	------------------------------------	---

9	本土から離島への材料運搬費を、実勢に合わせて計上願いたい	杭や鉄骨など、見積りにより単価を決定するものは、海上運搬費を含んだ見積りにより、単価を決定しています。 「①現地での単価を設定している生コン」及び「②海上運搬費を別途計上する対象がないと考えられる解体工事」、「③見積りにより単価を決定するもの」以外は、全て、材料費及び人件費を含む直接工事に離島調整率を乗じた離島調整費を海上運搬費に相当する額として別途計上しています。 このような運搬費の計上を行っており、実勢の運搬費とは大きな乖離は無いのではないかと考えています。 なお、大きな乖離が発生している状況が明確である場合、その状況などを確認のうえ、どのような対応が必要か検討をすることとしています。
10	法定福利費の共通仮設費への算入のあり方が反映されているのか疑問に思う。	官庁工事において、下請けの法定福利費が共通仮設費に算入されていることになっているが、どのような算入の方法となっているのか明確にしたい。 建築工事では、法定福利費は共通仮設費では計上していません。 現場従業員、現場労働者、現場雇用労働者の法定福利費の元請及び下請け企業の負担分は、 ①現場経費 ②歩掛のその他の率による下請け経費 ③市場単価の法定福利費の補正 ④見積り書での法定福利費の項目 で計上しており、下請け企業の負担分は各単価の中に含んでいます。 「現場経費」については「積算基準」に、「歩掛のその他の率による下請け経費」「市場単価の法定福利費の補正」「見積り書の法定福利費の項目の採用」については「建築工事等設計単価の決定方法について」という文書にその内容を記載し、ホームページ上に公表しています。